

感染症による出席停止について

☆出席停止の手続き方法

感染症に罹患した生徒に対し、学校保健安全法第19条の規定により学校長が出席停止を指示します。

- ①保護者の方から電話で学校に連絡をしてください。
- ②必ず医療機関で受診し、医師の診断を受けてください。
- ③病状が回復し、医師から許可が出てから登校してください。
- ④医師に出席停止に関わる意見書を記入していただき、担任に提出してください。
- ⑤「出席停止に関わる意見書」は以下の方法より取得してください
 - ・新入生のしおりに掲載しています
 - ・職員室と保健室に用意しています
 - ・出席停止に関わる意見書をここから取得する（2ページ目）

☆学校保健安全法による感染性疾患の種類と出席停止の期間

第一種

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）で定められた感染症で、感染力が強く、感染した場合に重くなる可能性が高いため、特に定められた疾病

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1) その他新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
※ 感染源となりうる期間は原則入院。治癒するまで出席停止

第二種

くしゃみや咳などによる飛沫感染の形で人から人へ伝わるもので、子どもたちがかかりやすく、学校において流行を広げる可能性が高い疾病

インフルエンザ・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終了するまで
麻疹・・・解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹・・・発疹が消失するまで 水痘・・・すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで 結核・・・伝染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎・・・伝染のおそれなくなるまで

第三種

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある疾病

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
※ 医師が感染のおそれがないと認めるまでは出席停止。無症状病原体保有者は登校可能
※ その他の感染症については、学校医または主治医から『他人へ感染させる恐れが強い』ので学校へ出席することは望ましくないと指導された場合に出席停止の扱いとする。
例 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、アタマジラミなど

平成 年 月 日

主治医殿

愛知県立豊橋商業高等学校長 白井 由美子

出席停止に関するご意見等について（伺い）

本校生徒の疾病について、出席停止に関するご意見をお伺いしたいと思います。
下記の意見書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

平成 年 月 日

愛知県立豊橋商業高等学校長 殿

出席停止に関わる意見書

下記の者は学校保健安全法第19条の規定による出席停止をさせることが必要であると認めます。

____年 ____組 ____番 氏名 _____

診断名 _____

期 間 平成____年 ____月 ____日～ ____月 ____日

医療機関名・住所・医師名 _____

（ゴム印のスタンプによる記入をお願いします）